



## 令和元年度地域歳末 たすけあい運動

新年を迎える時期に支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民の協力できざまな福祉にかかる支援活動を重点的に行う募金運動です。

皆さんからの募金で、歳末援護事業・福祉サービス（おせち宅配）事業などを実施します。集まった募金は、配分委員会で配分方法・金額・配分先を協議し、毛呂山町社会福祉協議会が町内の支援事業に配分します。

- ▶ **実施期間** 令和2年3月31日（火）まで
- ▶ **重点期間** 令和元年12月31日（火）まで
- ▶ **目標額** 212万7千円

※平成30年度募金総額は181万6,685円でした。ご協力ありがとうございました。

- ▶ **問合せ** 埼玉県共同募金会毛呂山町支会（ウイズもろやま内） ☎ 049(295)3111 📠 049(295)7258



## 小学生書初め教室

学校のお手本を使って、書道指導者が丁寧に指導します。作品は館内に掲示します。

- ▶ **日時** 12月26日（木）午前9時～正午
  - ▶ **場所** 東公民館
  - ▶ **対象** 町内在住の小学3年生から6年生
  - ▶ **定員** 20人（先着順）
  - ▶ **料金** 無料
  - ▶ **講師** 中浜雅子さん（元公民館サークル講師）
  - ▶ **持ち物** 書道道具一式（墨も含む）、古新聞数枚、お手本
- ※書初め用紙は東公民館で用意します。
- ▶ **申込み** 12月9日（月）午前9時から下記問合せ先で申込み受付します（電話可）。
  - ※申込み受付は平日のみ。午後5時までです。
  - ▶ **問合せ** 東公民館 ☎ 049(295)2277



## ごみと資源の出し方

～ぜひともルールを守ってください～

令和元年度に入り、ごみ処理施設内でボヤが多発しています。ボヤの原因は、充電式電池が燃やせないごみのなかに混入していたことにより、処理機械のなかで熱を持ち発火し、周囲の可燃性ごみに引火したと思われます。ごみ処理施設内でボヤが発生すると消火や安全確認のための作業が必要となり、安定した処理に支障が出てしまいます。

これまで大きな火災には至っていませんが、重大な事故につながる可能性があります。

4年前、川角リサイクルプラザの回転破砕機室<sup>はさいきしつ</sup>で大きな爆発事故が発生し、ごみの処理が全くできませんでした。事故は中身が入ったままのスプレー缶（カセットガスボンベ等）が誤って燃やせないごみとして出され、そのまま回転破砕機に入ってしまったことが原因と思われます。施設を安定して稼働させるには、住民の皆さん一人ひとりのご協力が必要です。引き続きごみの分別にご協力くださるようお願いいたします。

### ■充電式電池の処理方法

- ①家電製品等から充電式電池を抜き取る。
  - ②販売店の回収箱に入れる。
- ※燃やせないごみ・有害ごみの日には出さないでください。

### ■乾電池の出し方

- 乾電池だけ白色半透明袋に入れる。
- ※有害ごみと袋に表示してください。
- ※燃やせないごみの袋には、入れないでください。

### ■スプレー缶の出し方

- ①中身を使い切る。
  - ②屋外の風通しのよいところで穴をあける。
- ※高齢や障害などにより穴があけられない場合は、使いきって別袋に入れて「キケン」と表示する。
- ③びん・かんの日に出す。
- ※燃やせないごみ・有害ごみの日には出さないでください。

- ▶ **問合せ先** 高倉クリーンセンター（可燃） ☎ 049(271)1500  
川角リサイクルプラザ（不燃・資源） ☎ 049(294)4115



## パブリックコメントを 実施します

現在、町では**毛呂山町総合振興計画（後期基本計画）**および**第2期毛呂山町総合戦略**を策定中です。毛呂山町総合振興計画（後期基本計画）は町政の基本方向を示す計画です。また、第2期毛呂山町総合戦略は地方創生に取り組むための計画です。これらの計画案がまとまりましたので、次のとおりパブリックコメントを実施します。計画案に対する皆様のご意見をお寄せください。

### ▶意見募集期間

12月23日（月）～令和2年1月22日（水）

### ▶意見の公表場所

役場企画財政課および毛呂山町ホームページ

### ▶意見の提出先 役場企画財政課

### ▶問合せ 役場企画財政課企画係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 321・322



## 毛呂山の歴史・文化を学ぼう 『毛呂山歴史講座』

郷土毛呂山の歴史・文化を当館学芸員がさまざまな視点から紹介します。

### ▶日にち／内容

第1回 令和2年1月19日（土）

縄文時代のムラとくらし

第2回 令和2年2月1日（土）

祭りと地域コミュニティ

第3回 令和2年2月15日（土）

毛呂山の災害史 パート2

第4回 令和2年3月1日（日）

毛呂山の中世の城と館

### ▶時間 各回午後1時30分から3時30分まで

### ▶場所 歴史民俗資料館

### ▶定員 各回40人（先着順）

### ▶料金 無料

### ▶講師 当館学芸員

### ▶申込み 各回前日までに下記問合せ先に電話またはファクスで申し込みください。

### ▶問合せ 歴史民俗資料館

☎ 049 (295) 8282 ㊟ 049 (295) 8297



## ヒートショックを防いで 大切な家族を守りましょう

ヒートショックとは急激な温度変化が体におよぼす影響のことです。室温の変化によって、血圧が急激に上昇したり下降したり脈拍が早くなったりする状態のことを言います。例えば、冬の寒い時期に暖房の効いた暖かい部屋から寒い廊下やトイレなどに行くと、その寒さに「ゾクゾク」と震えたことはありませんか？この状態もヒートショックなのです。

私たちの体は、室温の変化によって体温を一定に保つために血管が急激に収縮し血圧や脈拍の変動を起こします。心臓にも思った以上の負担がかかっているのです。ヒートショックは、のうこうそく脳梗塞や心臓疾患しっかんなど命を脅かすこともあるので十分な注意が必要です。

### 今日からできる寒暖差に対応するポイント

#### ①服装のポイント

・首元や足元を冷やさない。首元を暖かくするストール等や、着脱が楽なレッグウォーマーなどがあると重宝します。

#### ②入浴でのポイント

・41℃以下のぬるめのお湯にゆっくり入浴。  
・シャワーを活用した浴槽へのお湯はりは、浴室全体を暖める効果があります。

#### ③睡眠のポイント

・睡眠中は体の水分が失われていくので、寝る前には水分を摂ってから布団に入りましょう。

### ▶問合せ 保健センター☎ 049 (294) 5511



## 第33回 滝ノ入「ゆず祭り」

毛呂山町特産「かつらぎ桂木ゆず」の販売を行います。

### ▶日時 12月7日（土）、8日（日）

午前9時～午後3時

※ゆずが無くなり次第終了します。

### ▶場所 滝ノ入特産の里直売所（集会所）（滝ノ入 295）

▶内容 箱入りゆず・冬至用ゆず・手作りこんにやく・ゆず味噌等特産物および加工品の販売、けんちん汁無料サービス（各日200食）

※当日はゆずの地方発送を承ります。

### ▶問合せ 滝ノ入特産の里 ☎ 049 (294) 3433 串田



## 「高額介護合算療養費」は 対象の人が申請をすることで支給されます

医療費が高額になり、月額を限度額を超えた場合、医療保険（※）から「高額療養費」が支給されます。

※医療保険とは国民健康保険・後期高齢者医療制度・被用者保険のいずれかです。

さらに年間の限度額を超えた場合にも高額療養費が支給されます。また介護サービス費用が高額になり、介護サービス費用が月額を限度額を超えた場合は、介護保険から「高額介護サービス費」が支給されます。

同一世帯で負担した医療費と介護サービス費用の自己負担分の合算が、下記表の限度額を超えたとき、**申請することで**限度額を超えた分を「高額介護合算療養費」として受け取ることができます。

### ▶ 70歳以上の世帯の限度額

所得区分	限度額	
現役並み所得者Ⅲ	212万円	
現役並み所得者Ⅱ	141万円	
現役並み所得者Ⅰ	67万円	
一般	56万円	
低所得者	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

### ▶ 70歳未満の人が居る世帯の限度額

所得要件	限度額
901万円を超える	212万円
600万円を超え901万円以下	141万円
210万円を超え600万円以下	67万円
210万円以下（下記を除く）	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※限度額を超えた分が500円以下または医療・介護いずれかの自己負担額が0円の場合、「高額介護合算療養費」は支給されません。

▶ **合算期間** 平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間

※同一世帯内でも、令和元年7月31日時点で加入している医療保険ごとに計算します。

※合算期間中に引き続き国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者だった人には、令和2年1月中旬から2月ごろに郵送で通知します。

▶ **問合せ** ①国民健康保険／役場住民課国保年金係

☎ 049 (295) 2112 ㊦ 136

②後期高齢者医療制度／役場高齢者支援課医療保険料係 ☎ 049 (295) 2112 ㊦ 176

③介護保険／役場高齢者支援課介護保険係

☎ 049 (295) 2112 ㊦ 122

※加入している保険の担当にお問合せください。



## 献血にご協力 ください

役場駐車場にて献血を行います。ぜひご協力をお願いします。

▶ **日時** 12月26日（木）

午前9時30分～10時45分

正午～午後4時

▶ **場所** 毛呂山町役場駐車場

▶ **対象** 16歳～69歳

※ただし65歳以上の人は60歳から64歳の間に献血経験のある人に限ります。

▶ **問合せ** 保健センター予防係

☎ 049 (294) 5511



## 重大な消防法令違反の 建物を公表します

建物を利用しようとする人が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署が把握した重大な消防法令違反を公表する「違反対象物公表制度」が令和2年4月1日から始まります。

▶ **公表の対象となる建物** 飲食店、物販店、宿泊施設などの不特定多数の人が利用する建物や、病院、福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物

▶ **公表の対象となる違反** 消防法令により屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の設置義務が生じる建物で、これらの設備が設置されない重大な違反

▶ **公表の方法** 西入間広域消防組合ホームページ

HP <http://www.119nishiiiruma.jp/>

▶ **公表する内容** 建物の名称・所在地・違反の内容

▶ **問合せ** 西入間広域消防組合予防課 ☎ 049 (295) 0119



## 家屋の新築・増築・取壊しなどを 行った場合は、必ず役場にご連絡ください

固定資産税や都市計画税は、毎年1月1日現在に存在する建物の所有者に課税されます。

家屋を新築・増築すると、建築年の翌年度から課税されるため、評価額算出のため家屋調査を受ける必要があります。対象の人は、必ずご連絡ください。

※東日本大震災で被災または福島第一原子力発電所の居住困難区域にある家屋の所有者などが、その代わりとして町内に家屋や土地を取得した場合、固定資産税などの特例に該当する場合がありますのでご連絡ください。

### 町内全域家屋の現況調査を行っています

固定資産課税台帳の内容と現況の建物が一致しているかを現地で実際に確認し、適正な固定資産税評価額を算出する「現況調査」を随時行っています。ご理解・ご協力をお願いします。

▶**家屋調査の対象** 次の①～③に該当し、家屋調査を受けていない人

- ①令和元年12月31日までに新築・増築をした
- ②建物の全部または一部を取り壊した
- ③災害によって建物に大きく傷みが生じた

▶**家屋調査の内容** 屋根・外壁・天井・内壁・床・設備などの仕上げ部材の確認

※キッチンやトイレも確認します。

※建物の大きさに関わらず、物置・車庫なども課税対象になる場合があります。

▶**問合せ** 役場税務課資産税課税係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 191・192



## 事業用資産を持つ人は 必ず申告してください

事業用の資産（土地・家屋以外）は、「償却資産<sup>しょうきやく</sup>」として固定資産税の課税対象です。

償却資産を所有している人は令和2年1月1日現在の状況を申告する必要があります。

▶**申告期限** 令和2年1月31日（金）まで

▶**申告場所** 役場1階税務課資産税課税係

※平成31年度分の償却資産を申告した人には、申告書を郵送しますので申告期限までに提出してください。なお、申告書郵送の有無にかかわらず、また平成31年（令和元年）中に資産の増減が無くても該当する資産を所有している場合には、必ず申告をお願いします。

▶**償却資産とは** 『経営者が所有し、事業のために用いることができる資産』で、所得の計算上、損金または経費に算入される下記のものなどです。

- (例) ①構築物（舗装道路、塀、看板など） ②機械・装置（旋盤<sup>せんぱん</sup>、工作機械、太陽光発電設備など） ③船舶（海上および水上運搬具<sup>うんぱんぐ</sup>など） ④車両・運搬具（ブルドーザーなど） ⑤工具・器具・備品

▶**問合せ** 役場税務課資産税課税係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 191・192



## 広報もろやまに 広告を掲載しませんか

毛呂山町の広報紙「広報もろやま」は、町民の皆さんを対象としたお知らせに有効な広告媒体です。

▶**広告媒体の概要**

発行	・毎月1日発行（年12回） ・1回あたり1万3,300部
配布	・自治会をとおした全戸配布 ・町内の公共施設、駅および一部のコンビニエンスストアに配架

▶**有料広告の規格・掲載料**

	1 枠	2 枠
規格	『INFORMATION』 下段・黒1色刷り	
	縦4.8cm×横8.9cm	縦4.8cm×横17.8cm
掲載料	1回10,000円	1回20,000円

▶**その他** 事業所の所在地は問いません。ただし、掲載できる広告および広告主については一定の基準を設けています。詳しくは下記へお問い合わせください。

▶**申込方法** 掲載希望号の発行1か月前までに、「毛呂山町有料広告掲載等申込書」を下記へ提出（郵送可・随時受付）

※申込書は町ホームページおよび下記で配付。

▶**申込み・問合せ** 役場秘書広報課広報広聴係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 332